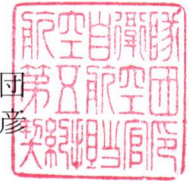


公 告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 現地外注整備（市販型車両）
- (2) 履行場所 契約相手方施設
- (3) 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日
- (4) 契約方法 単価契約

2 入札日時 令和6年4月23日(火)10時00分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

5 参加資格

- (1) 令和4・5・6年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 請負に係る整備工場が、宮崎県串間市、宮崎県日南市、鹿児島県志布志市のいずれかの地域に所在すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載されたレバレート（M/H単価）をもって決定するので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金：免除、契約保証金：免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約（請書）条項の修理契約（請書）条項、役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。

12 特約条項

- (1) 整備に要する純正部品の単価は、各自動車製造会社の発行する純正部品価格表の標準価格に割引率表（別紙）の割引率を適用したものとする。
- (2) 整備に要する優良部品（別表）の単価は、標準価格から58.0%割引とする。
- (3) 整備作業点数表は、（一社）日本自動車整備振興会連合会発行の自動車整備標準作業点数表（定期点検編）及び自動車整備作業点数表（乗用車、貨物車編）の最新版によるものとする。

13 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。（FAX可とする。）
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状（随意様式）を提出すること。
- (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着（土日祝を除く。）とする。
- (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当：根井

TEL 0983-35-1121（内線）5739 FAX 0983-35-1805

入札書

令和 6 年 4 月 23 日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

¥

住所

氏名

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

内 訳

履行期間：契約締結日～令和7年3月31日

履行場所：弊社施設

品名（件名）	規 格	単位	予定 数量	単 価	金 額	備 考
現地外注整備（市販型 車両）	別表及び仕様書のとおり	M/H	327.7			
	-以下余白-					

令和6年度外注工数

別表第1

No.	車種	車番	規格	社名	検査等区分	単位	数量	一回工数	予定工数
1	業務車1号	45-2521	DBA-JY 12	日産 自動車	I検査	台	1	2.2	2.2
					M検査及び 保安検査	台	1	7.0	7.0
2	業務車1号	45-2581	DAA-NK E165G	トヨタ 自動車	I検査	台	1	2.2	2.2
					M検査及び 保安検査	台	1	7.0	7.0
3	業務車3号	宮崎500も 3148	DBA-KG 11	日産 自動車	24か月点検 及び保安確認 検査	台	1	3.9	3.9
4	トラック1/4t 4×4小型業 務車	45-4369	DBA-NT 31	日産 自動車	I検査	台	1	2.4	2.4
					M検査及び 保安検査	台	1	7.7	7.7
5	トラック1/4t 4×4小型業 務車	45-4370	DBA-NT 31	日産 自動車	I検査	台	1	2.4	2.4
					M検査及び 保安検査	台	1	7.7	7.7
6	トラック2t 4×2カーゴ	46-4098	BKG-XZ U504M	日野 自動車	I検査	台	1	3.3	3.3
					M検査	台	1	9.0	9.0
7	トラック2 1/2t 4×4 カーゴ	46-6494	QKG-FT S34S2	いすゞ 自動車	I検査	台	1	4.2	4.2
					M検査及び 保安検査	台	1	17.5	17.5
8	トラック2 1/2t 4×2カーゴ(2 tクレーン付)	46-9576	TKG-FC 9JGAP	日野自動車(車 体) 古河ユニッ ク(クレーン部)	I検査	台	1	4.9	4.9
					M検査	台	1	13.3	13.3
9	サイト用人員 輸送車(4× 4)	48-0148	PDG-BG 64DG	三菱ふそ うトラッ ク・バス	I検査	台	1	3.6	3.6
					M検査及び 保安検査	台	1	10.9	10.9
10	サイト用人員 輸送車(4× 4)	48-0151	PDG-BG 64DG	三菱ふそ うトラッ ク・バス	I検査	台	1	3.6	3.6
					M検査及び 保安検査	台	1	10.9	10.9
11	サイト用人員 輸送車(4× 4)	48-0211	PDG-BG 64DG	三菱ふそ うトラッ ク・バス	I検査	台	1	3.6	3.6
					M検査	台	1	9.4	9.4
12	各車種共通				追加整備(4年度実績)				191.0
							合計	327.7	

※整備点数は、(一社)日本自動車整備振興会連合会のFAINESまたは、自動車整備標準作業点数表によるものとする。また、M検査におけるOBD点検工数として0.3M/Hを含む。

※追加整備が発生した場合、上記整備作業点数表の他、業者見積りによる。

※トラック2 1/2t 4×2カーゴ(2tクレーン付)については、クレーン部点検工数(I:1.5M/H、M検査:2.0M/H)を含む。

優良自動車部品一覧表

番号	品目	指定銘柄
1	ファンベルト	三ツ星ベルト バンドー化学
2	スパークプラグ	日本特殊陶業
3	ランプ	スタンレー電気 ドーワ 小糸製作所
4	ミラー	大同プレス 大東プレス
5	ライト	ドーワ
6	ワイパー	協栄製作所 ヒュンダイ 日本ワイパーブレード P I A A
7	ホーン	ミツバ デンソー
8	方向指示器	ドーワ
9	ボールローラーベアリング (専用ベアリングを除く)	NTN 日本精工 ジェイテクト
10	ガラス	ヘイワコーポレーション
11	ライニング (同リベットを含む)	エムケーカシヤマ
12	エキゾーストパイプ	辻鐵鋼所
13	マフラー	大栄テクノ マツコ 辻鐵鋼所
14	コイル	日本特殊陶業 テクノパワー
15	エレメント	東洋エレメント 日東工業 和興フィルタテクノロジー ユニオン

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	共通仕様書
物品番号		仕様書番号
品名又は件名	現地外注整備（市販型車両）	13警隊LPS-V23004
		承認 令和4年4月8日
		作成 令和4年4月8日
		改正 令和6年3月18日 令和 年 月 日

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、航空自衛隊高畑山分屯基地が保有する車両等の外注整備に関する一般共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

1.2.1

個別T O等

当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）及び製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

1.2.2

車両等

航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）（以下、“整備基準”という。）の第1-1表に示す車両

1.2.3

道路運送車両法適用車両

道路運送車両法（以下、“車両法”という）の規定が適用される車両等

1.2.4

道路運送車両法適用除外車両

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下、“訓令”という。）の適用を受ける車両等

1.2.5

走行器材類

車両法適用車両（以下，“適用車両”という。）及び車両法適用除外車両（以下，“適用除外車両”という。）以外の車両等

1.2.6

修理不能

車両等本体又は部品単体の修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定を超える場合又は修理ができない場合

1.2.7

監督

契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認する。

1.2.8

検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行う。

1.2.9

定期点検

車両法第48条に定める定期点検整備について自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検

1.2.10

I検査

I検査とは、適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び車両等検査要項（J.T.O.36-1-6）（以下，“検査要項”という。）の定期検査手順に基づき“I”の項目について行う点検

1.2.11

M検査

M検査とは、適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び検査要項の定期検査手順に基づき“M”の項目について行う点検

1.2.12

純正部品

純正部品とは、自動車メーカーが自社のブランドと流通ルートで供給する補修用部品

1.2.13

優良部品

優良部品とは、部品メーカーが独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨されたもの又はそれらと同

等の品質を有するもの。

1.2.14

FAINES

FAINESとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下，“整備振興会”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステム

1.2.15

自動車整備標準作業点数表

自動車整備標準作業点数表とは、整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したもの。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

a) 法令等

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)

自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)

自動車の点検及び整備に関する手引(平成19年国土交通省告示第317号)

自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)

航空自衛隊物品管理補給手続(JAFR125)

b) 技術指令書

J. T. O. 00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準

J. T. O. 36-1-3 車両等の塗装及び標識

J. T. O. 36-1-6 車両等検査要項

1.3.2 関連文書

a) 法令等

航空自衛隊装備品等整備規則(昭和46年航空自衛隊達第10号)

航空自衛隊調達規則(JAFR124)

b) 技術指令書

J. T. O. 00-5-1 航空自衛隊技術指令書制度

J. T. O. 00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、次による。

a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際し

ては、車両等の特性及び状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。なお、整備工数等については、F A I N E S 又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

- b) 契約相手方は、車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもの以外は、個別仕様書で規定する。

2.2.1 定期点検

定期点検は、車両法第48条に基づく定期点検を次の工程に従い実施する。なお、定期点検の結果、道路運送車両の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後 b) 及び c) の作業を実施する。

- a) 定期点検
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.2.2 定期検査

I 検査又はM検査を次の工程に従い実施する。なお、定期検査の結果、訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別T O 等に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後 b) 及び c) の作業を実施する。

- a) 定期検査
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.2.3 その他の整備

表1に示す修理等明細表又は個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

契約の相手方は、修理等明細表又は個別仕様書で規定された2.2に示す各工程の作業を、次により実施しなければならない。

2.3.1 定期点検

自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿に記録する。

2.3.2 定期検査

I 検査又はM検査について、検査要項の手順に従い、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別T O 等に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を表2に示す車両等作業用紙（一般車両）又は、表3に示す車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車

両等)に記入する。

2.3.3 分解検査

定期点検及び定期検査の結果判明した要修理箇所は、整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別T O等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、“部品等”という。）を判定する。なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き必要な清浄度を保持するための処置を行う。

2.3.4 修理等

契約の相手方は、2.3.3で判定された結果に基づき、要修理箇所が規定の性能を発揮するよう修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行う。

- a) 交換 2.3.3で交換を要すると判定された部品等を2.4により交換する。
- b) 加工 修理のため要修理品の状態、特性に応じ、最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整 2.3.3で使用可能品と判定されたもの又はa)及びb)により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。
- c) 潤滑 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.5 塗装等

- a) 塗装及び標識は、修理等明細表又は個別仕様書で指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）（以下、“塗装及び標識”という。）に基づき実施する。
- b) 塗色は、塗装及び標識による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させる。

2.3.6 作業の中止

次に示す場合は、作業を中止し、契約担当官等に申し出し、指示を受ける。

- a) 車両等を修復するため、修理等明細表又は個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品等は、修理等明細表又は個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。
- b) 部品等は、原則として製造会社の純正部品又は優良部品とする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図る。ただし、流用は、同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

車両等の機能及び性能は、次による。

- a) 適用車両は、道路運送車両の保安基準に適合しなければならない。
- b) 適用除外車両は、訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別T O等に適合しなければならない。
- c) 走行器材類は、個別仕様書に引用されている個別T O等に適合しなければならない。

3 品質保証等

3.1 契約不適合責任期間

- a) 契約不適合責任期間は、整備完成等の納入の日から起算し、契約条項に定める期間とする。
- b) 契約相手方は、2.3 により作成した結果等を品質保証資料として、納入後2年間保管し、参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 保証

- a) 車両等の引渡しから引取りまでの間の一切の保証責任は、契約相手方の責任とする。
- b) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。

3.3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領書により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 表2又は表3又は自動車点検基準に定められた点検整備記録簿
- b) その他監督官及び契約担当官等の指示する書類

4.2 官給品

官給品の品目及び数量については、修理等明細表又は個別仕様書で規定する。官給品は原則として官給を受けなければならない。

4.3 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、修理等明細表又は個別仕様書で規定する場合を除き、原則として整備の対象外とする。

4.4 計測器及び試験装置

車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び検査用機器は、車両法の規定に適合し、規定の性能が維持されていなければならない。

4.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因，対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては，個別仕様書で規定するほか，契約担当官等の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の処置
- c) 交換した旧部品の返納処置
- d) 貸付品の受け渡し

4.7 輸送

契約相手方の事業場と基地等間の輸送は，個別仕様書で規定する場合を除き，官側で実施する。

4.8 安全管理

契約相手方は，各種試験の実施，危険物及び高圧ガスの製造取り扱い，公害の発生する恐れのあるものの取り扱い並びにその他作業事故を生起し易い作業について，法令に係わるものは当該法令に基づき，その他のものは規格等（契約相手方が必要と定めた基準等を含む。）に基づき，適切な安全管理を実施しなければならない。

4.9 場所

契約相手方の所在する位置は，宮崎県串間市，宮崎県日南市，鹿児島県志布志市の範囲内とする。

4.10 仕様書の疑義

この仕様書について，疑義を生じた場合は，監督官及び契約担当官等と協議する。

表2 - 車両等作業用紙 (一般車両)

車両等作業用紙 (一般車両)					整備作業チェック記号																																
車種	検査の種類		I ■ M ■ +□ 管理換：※印		✓ 良好	×	×	×	T 締付																												
自動車番号	管理部隊				×	×	×	C 清掃	×																												
開始日付	完了日付				×	×	×	L 給油	×																												
点検項目					点検項目																																
記					記																																
備考					備考																																
I. かじ取り装置					2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																																
1. ハンドルの操作具合					3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																																
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※					4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																																
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み					5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																																
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷					6. リア・ホイール・ベアリングのがた																																
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷					IV. 緩衝装置																																
6. ステアリング・ナックル連結部のがた					1. リーフ・スプリングの損傷 ※																																
7. ホイール・アライメント					2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																																
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷					(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																																
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※					(2) スプリング・ブラケットの取付部																																
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み					(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部																																
					(4) トルク・ロッド (ラジヤス・ロッド) の連結部																																
II. 制動装置					3. コイル・スプリングの損傷																																
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※					4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																																
2. ブレーキの効き具合 ※					(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																																
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※					(2) サスペンションの各連結部のがた																																
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※					(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																																
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態					ダスト・ブーツの亀裂、損傷																																
6. リザーバ・タンクの液量 ※					5. エア・サスペンションのエア漏れ																																
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷					6. エア・サスペンションのペローズの損傷																																
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷					7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																																
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷					8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																																
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク					9. ショック・アブソーバーの油漏れ及び損傷 ※																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>後</td><td>mm</td><td>後輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前後</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td></td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td></td><td>後</td><td>mm</td> </tr> </table>					前輪	左	前	mm	右	後	mm	後輪	左	前	mm	右	前後	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	V. 動力伝達装置				
前輪	左	前	mm	右	後	mm	後輪	左	前	mm	右	前後	mm																								
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																								
11. ブレーキ・チャンパの機能					1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																																
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リリース・バルブの機能					(1) クラッチ・ペダルの遊び																																
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり					(2) リリース・フォーク先端の遊び																																
14. ブレーキ倍力装置の機能					(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																																
15. ブレーキ・カムの摩耗					(4) プッシュロッド寸法等																																
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間					2. クラッチの作用																																
17. ブレーキ・シュアの摺動部分及びライニングの摩耗					3. クラッチ液の量																																
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷					4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																																
19. バック・プレートの状態					5. トランスミッション、トランスファのオイル量																																
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間					6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																																
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚					7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂、損傷																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>後</td><td>mm</td><td>後輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前後</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td></td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td></td><td>後</td><td>mm</td> </tr> </table>					前輪	左	前	mm	右	後	mm	後輪	左	前	mm	右	前後	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた				
前輪	左	前	mm	右	後	mm	後輪	左	前	mm	右	前後	mm																								
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																								
					(1) スプライン部の摩耗によるがた																																
					(2) 自在継手部の摩耗によるがた																																
					9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																																
					10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																																
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷					VI. 電気装置																																
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み					1. スパーク・プラグの状態																																
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間					2. 点火時期																																
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗					3. ディストリビュータのキャップの状態																																
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷					4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																																
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能					5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																																
III. 走行装置					VII. 原動機																																
1. タイヤの状態 ※					1. 低速と加速の状態																																
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)					2. 排気の状態																																
(2) タイヤの亀裂、損傷																																					
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td><td></td><td>H C</td><td></td><td>黒煙</td><td></td> </tr> </table>					CO		H C		黒煙																							
CO		H C		黒煙																																	
*タイヤの溝の深さ					3. エア・クリーナ・エレメントの状態																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>後</td><td>mm</td><td>後輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前後</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td></td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td></td><td>後</td><td>mm</td> </tr> </table>					前輪	左	前	mm	右	後	mm	後輪	左	前	mm	右	前後	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	4. エア・クリーナの油の汚れと量				
前輪	左	前	mm	右	後	mm	後輪	左	前	mm	右	前後	mm																								
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																								
					5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																																
					6. エンジン・オイルの漏れ																																

表2 - 車両等作業用紙 (一般車両) (続き)

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローパイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
IX. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シヤシ各部の給油脂状態	※	
<p>※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。</p> <p>付記又は特記事項</p>					
次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		×不合格	
次回定期検査不合格見込みの理由					
整備員		検査員		整備幹部	
				整備隊等の長	

表3-車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）

車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）				整備作業チェック記号																													
車種	検査の種類	I ■ M ■ +□ 管理換：※印	✓ 良好 × 調整 ×× 取換 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油 / 適用外																													
自動車番号	管理部隊		分解したら記号を○で囲む																														
開始日付	完了日付																																
点検項目		記	備考	点検項目																													
		記	備考	記	備考																												
I. かじ取り装置			2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																														
1. ハンドルの操作具合			3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																														
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※			4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																														
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み			5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																														
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷			6. リア・ホイール・ベアリングのがた																														
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷			IV. 緩衝装置																														
6. ステアリング・ナックル連結部のがた			1. リーフ・スプリングの損傷 ※																														
7. ホイール・アライメント			2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																														
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷			(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																														
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※			(2) スプリング・ブラケットの取付部																														
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み			(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部																														
II. 制動装置			(4) トルク・ロッド（ラジヤス・ロッド）の連結部																														
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※			3. コイル・スプリングの損傷																														
2. ブレーキの効き具合 ※			4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																														
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※			(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																														
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※			(2) サスペンションの各連結部のがた																														
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態			(3) サスペンションの各部の損傷、ボールジョイントの																														
6. リザーバ・タンクの液量 ※			ダスト・ブーツの亀裂、損傷																														
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷			5. エア・サスペンションのエア漏れ																														
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷			6. エア・サスペンションのベローズの損傷																														
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷			7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																														
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク			8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																														
			9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																														
<table border="1"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td></td> </tr> </table>			前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	輪		後	mm	輪		後	mm	輪		後	mm	輪		V. 動力伝達装置		
前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm																				
輪		後	mm	輪		後	mm	輪		後	mm	輪																					
11. ブレーキ・チャンパの機能			1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																														
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能			(1) クラッチ・ペダルの遊び																														
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり			(2) レリーズ・フォーク先端の遊び																														
14. ブレーキ倍力装置の機能			(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																														
15. ブレーキ・カムをの摩耗			(4) プッシュロッド寸法等																														
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間			2. クラッチの作用																														
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗			3. クラッチ液の量																														
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷			4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																														
19. バック・プレートの状態			5. トランスミッション、トランスファのオイル量																														
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間			6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																														
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚			7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																														
			8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																														
			(1) スプライン部の摩耗によるがた																														
			(2) 自在継手部の摩耗によるがた																														
			9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																														
			10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																														
<table border="1"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td></td> </tr> </table>			前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	輪		後	mm	輪		後	mm	輪		後	mm	輪		VI. 電気装置		
前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm																				
輪		後	mm	輪		後	mm	輪		後	mm	輪																					
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷			1. スパーク・プラグの状態																														
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み			2. 点火時期																														
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間			3. ディストリビューターのキャップの状態																														
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗			4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																														
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷			5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																														
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能			VII. 原動機																														
III. 走行装置			1. 低速と加速の状態																														
1. タイヤの状態 ※			2. 排気の状態																														
(1) タイヤの空気圧（スベア・タイヤ含む）			<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>			CO		HC		黒煙																							
CO		HC		黒煙																													
(2) タイヤの亀裂、損傷																																	
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗																																	
*タイヤの溝の深さ																																	
<table border="1"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td></td> </tr> </table>			前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	輪		後	mm	輪		後	mm	輪		後	mm	輪		3. エア・クリーナ・エレメントの状態		
前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm																				
輪		後	mm	輪		後	mm	輪		後	mm	輪																					
			4. エア・クリーナの油の汚れと量																														
			5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																														
			6. エンジン・オイルの漏れ																														

表3-車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（続き）

7. 燃料漏れ ※		X. 施設、荷役、その他の車両		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷 ※		1. キャリッジ ※		
9. 冷却水漏れ ※		2. 操作レバー・リフト、チルト ※		
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		3. チェーンリフト、ドライブ ※		
1. メーターリング・バルブの状態		4. ケーブル・ウィンチ、ホイスト ※		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		5. シリンダーリフト、チルト ※		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		6. 油圧ポンプ ※		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		7. 一般漏えい（油、水、空気） ※		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		8. 旋回機構		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		9. マスト本体、ブーム		
7. 二次空気供給装置の機能		10. 安全クラッチ、減速機構 ※		
8. 排気ガス再循環装置の機能		11. ドラム ※		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能		12. 昇降機構 ※		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		13. コンピュータ、ブラシ ※		
IX. 附属装置等		14. コントローラ ※		
1. ホーンの作用 ※		15. パワー・テーク・オフ ※		
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用 ※		16. 索導器 ※		
3. デフロスタの作用		17. クレーン・アタッチメント ※		
4. 施錠装置の作用		18. キャタピラ ※		
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		19. 排土板、スクレーバ ※		
6. マフラの機能		20. フィフス・ホイール ※		
7. 火花防止装置の状態		21. 補助脚 ※		
8. エア・タンクの凝水		22. キング・ピン（摩耗、破損、カップラ結合箇所） ※		
9. エア・コンプレッサの機能		XI. かく座機収容器材		
10. ブレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		1. 操向装置 ※		
11. 非常口の扉の機能		2. 操向アライメント		
12. 車枠、車体の緩みと損傷 ※		3. クレーン・エンジン ※		
13. 連結装置のカブラの機能と損傷		4. クレーン電気系統 ※		
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		5. 補助脚 ※		
15. シート・ベルトの状態		6. 通話装置 ※		
16. 開扉発車防止装置の機能				
17. シヤシ各部の給油脂状態 ※				
<p>※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。</p> <p>付記又は特記事項</p>				
次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格
次回定期検査不合格 見込み理由				
整備員		検査員		整備幹部 整備隊等の長

委任状

令和6年4月23日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)
住 所
会 社 名
代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- 件名 現地外注整備（市販型車両）
- 履行場所 契約相手方施設

(代理人)
住 所
氏 名